

静岡県借上型公営住宅建設費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するため、借上型公営住宅及び借上型共同施設（以下「借上型公営住宅等」という。）を建設する民間の土地所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「借上型公営住宅」とは、静岡県借上型公営住宅制度要綱（平成13年静岡県告示第940号。以下「制度要綱」という。）第2条第1号に規定する借上型公営住宅をいう。
- (2) この要綱において「借上型共同施設」とは、制度要綱第2条第2号に規定する借上型共同施設をいう。
- (3) この要綱において「承認事業者」とは、制度要綱第6条の承認事業者をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象

借上型公営住宅等の建設のうち、次に掲げる整備に要する経費

- ア 住宅共用部分整備
- イ 共同施設整備
- ウ 高齢者向け又は障害者向け設備の設置等

(2) 補助率（額）

ア 住宅共用部分整備に係る補助金の額は、次に掲げる費用を合計した額の3分の2に相当する額とする。ただし、本体工事と分離して積算することが困難な場合等にあつては、公営住宅標準建設・買取費等について（国土交通事務次官が別に定めるものをいう。）の規定により算定される主体付帯工事費に別表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる数値を乗じて得た額を住宅共用部分整備に係る費用とすることができるものとする。

(ア) 廊下及び階段並びにエレベーター及びエレベーターホールの整備に要する費用

廊下及び階段並びにエレベーター及びエレベーターホール（個別の住宅に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。以下「共用通行部分」という。）の整備に要する費用（次の式により算定した額をいう。ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りでない。）

$$P = C \times \frac{S_1}{S_2} + E$$

ただし、P：共用通行部分の整備に要する費用

C：住宅を含む建築物全体の建築主体工事費

（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外付帯工事費を除いた額）

S₁：補助対象となる共用通行部分の床面積の合計

S₂：住宅を含む建築物全体の延べ床面積

E：エレベーター設備工事費

(イ) 特殊基礎工事に要する費用

地盤の軟弱な区域（昭和62年建設省告示第1897号に定める基準に該当する区域をいう。）内における特殊基礎工事に要する費用で、杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

(ロ) 機械室（電気室を含む。）の整備に要する費用

(ハ) 避難設備の整備に要する費用

避難設備のうち、排煙設備、非常用照明装置及び防火戸（通路、階段及び出入口に設けるものに限る。）等の施設の整備に要する費用

(ニ) 消火設備及び警報設備の設置に要する費用

(ホ) 監視装置の整備に要する費用

監視装置の整備費のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター等に係る監視装置の

整備に要する費用

- (キ) 避雷設備の設置に要する費用
- (ク) 電波障害防除設備の整備に要する費用
電波障害防除設備(住宅の建設によってテレビ聴視障害を受ける施工地区外の区域へのテレビ共同聴視設備をいう。)の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用
- イ 共同施設整備に係る補助金の額は、次に掲げる費用を合計した額の3分の2に相当する額とする。
 - (ア) 児童遊園の整備に要する費用
児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用
 - (イ) 広場の整備に要する費用
広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用
 - (ウ) 緑地の整備に要する費用
緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用
 - (エ) 通路の整備に要する費用
通路(公衆が住宅の出入等に利用する道をいう。)の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用
 - (オ) 管理事務所(管理室を含む。)の整備に要する費用
 - (カ) 立体的遊歩道及び人工地盤施設の整備に要する費用
 - (キ) 集会所(公的助成に基づき運営される育児事業に供するスペース又は住民の自主運営による共同育児活動の場に供するスペースを含む。)の整備に要する費用
 - (ク) 子育て支援施設の整備に要する費用
 - (ケ) 高齢者生活相談所の整備に要する費用
「シルバーハウジング・プロジェクトの実施について」(昭和63年2月15日付け建設省住健発第8号、厚生省社老発第7号)記2(1)に規定するシルバーハウジング・プロジェクトに係る高齢者生活相談所の整備に要する費用
 - (コ) 生涯学習センターの整備に要する費用
「生涯学習のむら整備推進事業の実施について」(昭和63年7月16日付け建設省住建発第77号)1に規定する生涯学習のむら整備計画に基づく生涯学習センターの整備に要する費用
- ウ 高齢者向け又は障害者向け設備の設置等に係る補助金の額は、次に掲げる費用を合計した額の3分の2に相当する額とする。
 - (ア) 警報装置の設置に要する費用
警報の用に供する施設のうち、緊急通報装置及び火災報知器の設置に要する費用
 - (イ) 高齢者又は障害者のための特別な設計の実施及び特別な設備の設置に要する費用

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 2部
交付申請書(様式第1号)
- (2) 提出期限
別に定める日まで
- (3) 年度ごとの申請
当該事業の実施が2年度以上にわたる場合は、各年度ごとに交付申請を行うものとする。

第5 全体設計の承認申請

補助金の交付を受けようとする承認事業者は、事業の実施が複数年にわたる場合には、補助金の交付の対象となる事業の交付申請をする前に、当該事業費の総額、年度ごとの事業費の額及び事業完了の予定時期について、全体設計承認申請書(様式第2号)により知事の承認を得なければならない。

なお、当該事業に係る事業費の総額及び年度ごとの事業費の額を変更する場合も同様とする。

第6 交付の条件

次の掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこ

と。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 2年度以上にわたる補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、既に受領した建設費補助金を返還しなければならないこと。
- (7) 補助金に関する書類を常に整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第7 変更の承認申請

提出書類 2部

変更承認申請書(様式第3号)

第8 補助事業の中止又は廃止の承認申請

提出書類 1部

事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

第9 実績報告

- (1) 提出書類 2部

実績報告書(様式第5号)

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第10 請求の手續

- (1) 提出書類 1部

請求書(様式第6号)

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第11 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。

- (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第7号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、平成13年12月1日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

別 表

区 分	主体附帯工事費に乗ずる数値
低層住宅（地上階数2以下）	100分の5
中層住宅（地上階数3以上5以下）	100分の15 (ただし、階段室型住棟のものにあつては100分の10)
高層住宅（地上階数6以上）	100分の15